

名古屋大学発ベンチャー称号の授与に関する内規

(平成 28 年 7 月 19 日内規第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学発ベンチャー称号授与規程（平成 28 年度規程第 22 号。以下「規程」という。）に定めるほか、名古屋大学発ベンチャーの称号授与に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(申請資格)

第 2 条 規程第 3 条第 1 項第 3 号の「別に定める者」は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 役員又は職員のうち、本学に 6 年以上在職している者
- 二 過去に役員又は職員であった者のうち、本学に 6 年以上在職しており、かつ、退職から称号授与に係る企業の設立までの期間が 1 年以内の者
- 三 学生のうち、本学に 2 年以上在学している者
- 四 過去に学生であった者のうち、本学に 2 年以上在学しており、かつ、卒業等から称号授与に係る企業の設立までの期間が 1 年以内の者

2 前項の年限は、本学に多大な功績があり、本学との関与が十分にあると名古屋大学発ベンチャー審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が判断した場合は、この限りではない。

(申請時期)

第 3 条 規程第 5 条第 1 項の申請は、随時受け付ける。

2 申請が認定された場合の称号授与日は、申請を受け付けた時期に応じ、次のとおりとする。

- 一 申請時期が毎年 9 月から 2 月までの場合 申請があった日以後の最初の 4 月 1 日
- 二 申請時期が毎年 3 月から 8 月までの場合 申請があった日以後の最初の 10 月 1 日

(審査委員会)

第 4 条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学術研究・産学官連携推進本部本部長
- 二 学術研究・産学官連携推進本部副本部長のうちから 1 名
- 三 学術研究・産学官連携推進本部知財・技術移転グループリーダー
- 四 学術研究・産学官連携推進本部会議委員のうちから 3 名
- 五 研究協力部社会連携課長

2 前項第 2 号及び第 4 号の委員は、学術研究・産学官連携推進本部本部長が指名する。

3 前項の委員の任期は、その職にある限りとする。

(審査委員長)

第 5 条 審査委員会に審査委員長を置き、前条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

2 審査委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

3 審査委員長に事故があるときは、あらかじめ審査委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 審査委員会は、審査委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

3 審査委員会は、年2回(3月及び9月)開催する。

4 前項の規定にかかわらず、審査委員長が必要と認めるときは、その都度委員会を開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審査委員会が必要と認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(様式)

第8条 規程第5条第1項の名古屋大学発ベンチャー称号申請書は、様式1のとおりとする。

2 規程第8条の活動内容報告書は、様式2のとおりとする。

附 則

この内規は、平成28年7月19日から施行する。